

青森県特定非営利活動促進法施行条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(設立の認証申請)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第十条第<u>四</u>項に規定する軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>6 法第十条第<u>四</u>項の規定による補正は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(設立の認証申請)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第十条第<u>三</u>項に規定する軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>6 法第十条第<u>三</u>項の規定による補正は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>(定款変更の認証申請等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 第二条第五項の規定は、法第二十五条第五項において準用する法第十条第<u>四</u>項に規定する軽微な不備について準用する。</p> <p>3 法第二十五条第五項において準用する法第十条第<u>四</u>項の規定による補正は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(定款変更の認証申請等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 第二条第五項の規定は、法第二十五条第五項において準用する法第十条第<u>三</u>項に規定する軽微な不備について準用する。</p> <p>3 法第二十五条第五項において準用する法第十条第<u>三</u>項の規定による補正は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>

4 (略)

(合併の認証申請)

第九条 (略)

- 2 第二条第二項から第四項までの規定は前項の申請書に添付する書類について、同条第五項の規定は法第三十四条第五項において準用する法第十条第四項に規定する軽微な不備について準用する。
- 3 法第三十四条第五項において準用する法第十条第四項の規定による補正は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出して行わなければならない。
 - 一・二 (略)

(認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出)

第十三条 法第五十五条第一項本文の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

2 (略)

4 (略)

(合併の認証申請)

第九条 (略)

- 2 第二条第二項から第四項までの規定は前項の申請書に添付する書類について、同条第五項の規定は法第三十四条第五項において準用する法第十条第三項に規定する軽微な不備について準用する。
- 3 法第三十四条第五項において準用する法第十条第三項の規定による補正は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出して行わなければならない。
 - 一・二 (略)

(認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出)

第十三条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

2 (略)